

## 移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

令和2年7月27日

住 所 高知県高知市桟橋通4丁目12番7号

事業者名 とさでん交通株式会社  
代表者名 代表取締役 片岡 万知雄

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
低床車両	低床車両に3～5両程度更新する（2020年度）	4両更新

## ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子乗降可能バス停マップ	車椅子乗降可能可能バス停マップを作製、更新し障害者団体に配布する	10月の路線再編時に更新し配布

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子利用の予約制周知	運用車両や利用バス停に制限があるため、事前予約（専用回線）を広く周知していく	ホームページ、バスマップ等にて周知

## ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
新採用乗務員への教育	《採用時の新人研修》障害者差別解消法等の法律、また高齢者、障害者、車椅子旅客の対応について教育を行う	採用時の新人研修時に実施

## (2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

ホームページやハガキで寄せられる利用者の意見を、社内で共有すると共に取組みの改善に活用中

## (3) その他

## II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(令和2年3月31日現在)

総車両数	計	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数				公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数			
		ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数	その他の車両数	
		スロープ板を備えたもの	リフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの			うちリフトを備えたもの	計
前年度車両数	174	67	39	28	0	0	107	40	0
年度内に供用を開始した車両数	6	4	4	0	0	0	2	2	0
年度内に供用を廃止した車両数	12	3	3	0	0	0	9	1	0
年度末車両数	168	68	40	28	0	0	100	41	0
								59	0
								0	0

## III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。